

定款認証の負担軽減のためのデジタル活用に向けた実務検討会 第3回

議事要旨

日時：令和6年9月25日（水） 18：00～20：00

場所：きんざいセミナーハウス

- 議題：①「デジタル技術を用いた発起人の本人確認」
②「発起人の真意（実質的設立意思）の内容」
③「デジタル技術を用いた発起人の真意（実質的設立意思）の確認の在り方」
④「面前確認手続における代理利用の在り方及びモデル定款を作成するシステム等の位置付け」

（冒頭、配付資料の確認・説明がされた。）

（①「デジタル技術を用いた発起人の本人確認」）

- 発起人本人が囑託する場合は、実務的にもマイナンバーカードの公的個人認証を活用したオンライン申請がされていることが大多数であるため、発起人の本人確認としてはマイナンバーカードの公的個人認証を基本とすることで良いと考える。
- マイナンバーカードの公的個人認証を活用することは、現行の本人確認方法と比べても大きなデメリットはないと思うし、社会全体としてもマイナンバーカードの公的個人認証を活用していく方向に進んでいるため、発起人の本人確認の方法として異存ない。
- マイナンバーカードの公的個人認証を基本とすることに異存はないが、現行の定款認証の実務で行われている、マイナンバーカードの券面に表示された顔写真と本人の顔とを照合する方法は、券面の偽造の可能性などを考えると、今後は、マイナンバーカードのICチップ内に保存されている顔画像と本人の顔との照合など複合的な確認を考えていくことも必要だと考える。
- マイナンバーカードの公的個人認証を活用して本人確認を行うことで十分であると思う。この件に限らず、行政サービスの電子化をしていく中で、どういった本人確認の方法が望ましいかという点はすでに整理されているはずであり、そのスタンダードに従うことが大事であると思う。
- マイナンバーカードの公的個人認証を活用して本人確認を行うことで良いと思う。より安全性を高めるという意味で、マイナンバーカードのICチップ内に保存されている顔画像を用いることも技術的に可能だし、システム面か

らみても本人確認が非常にスムーズになると思う。

(定款認証手続におけるデジタル技術を用いた発起人の本人確認については、マイナンバーカードの公的個人認証の活用を基本とすることで委員の間にコンセンサスがあることが確認された。)

(②「発起人の真意（実質的設立意思）の内容」)

- 面前確認手続による実質的設立意思の要否を考えるためには、まず実質的設立意思の具体的内容と、それを要求することによってどのような利益を保護しようとしているのかを考える必要がある。検討会資料の記載は、実質的設立意思の確認が必要であるという前提に立つという表現にはやや疑問があるものの、実質的設立意思の内容を詰めようとする方向性は妥当なものであると思う。また、「助言機能」や「警告機能」については、発起人を保護しようとするものだが、これらについては発起人自身の判断に委ねれば足り、一律のパターナリスティックな介入を正当化するものではないと思うので、検討会資料6ページの注4の整理に賛成する。その上で、検討会資料は、実質的設立意思の内容を「真に発起人となる意思があり、定款に基づいてその会社を設立し、定款に従って適法に事業を行う意思があること」としているが、冒頭の「真に発起人となる意思があり」という部分は、実質的設立意思があるということにほかならず、同語反復になっているため、削る必要があると思う。また、「定款に基づいてその会社を設立する意思」というのは、会社設立の申請をするという意味そのものであり、これは発起人自身が申請行為をしていることをどのように確認するか、つまり本人確認をどのように行うかという問題に帰着する。そうすると、結局、検討会資料の定式で意味を持つのは、「定款に従って適法に事業を行う意思があること」という部分に限られる。この部分が意図しているのは、違法・不当な目的、詐欺を行う目的での会社設立や、ペーパーカンパニーの設立の防止であると思われるが、会社による違法な事業活動や、ペーパーカンパニーを用いたマネーロンダリング活動等が許されるべきでないことには異論はないとしても、そのためにどの段階でどのような手続を設けるのかについては、特定の方法を所与の前提とするのではなく、デジタル技術を活用しながらコスト面も考慮して検討されるべきであると思う。
- 会社を設立する上で、発起人の実質的設立意思は必要だと思う。この意思を不要とするのは、会社を違法なマネーロンダリングに活用する場合であっても国が法人格を認めることを良しとすることにほかならない。その上で、実質的設立意思をどのように確認するかというところで、現行の公証人の面前確認手続というレベルよりもある程度下げる形で、会社設立手続の簡便化を図っていくことができると思う。

- 実質的設立意思は、抽象的には、定款に従って適法に現実に事業を行う意思ということになるが、具体的には、公証人と嘱託人とが双方向のやり取りの中で様々な質問をして、その意思の有無が判断されている。そういう意味で、実質的設立意思というものは抽象的に考えるべきものではない。
- 会社設立は自分自身とは別の法人格を作り出す場面であるので、実質的設立意思の具体的な中身としては、定款に従って適法に事業を行う意思までを含めて確認するべきであると考え。定款認証の制度趣旨には、紛争や不正行為の防止があり、公証人による実質的設立意思の確認によってそれらを未然に防いでいる実態があると思う。そうすると、公証人による意思確認に代替する手段や、会社設立後にチェックする手段が十分に議論されていない中であっては、実質的設立意思として定款に従って適法に事業を行う意思まで公証人が確認をするべきであり、その必要性は揺らいでいないと考える。
- 新しいルールを作ろうとするときに100%を求めるきらいがあるが、現行の仕組みと同等かそれ以上の水準であれば良いという考え方に基づいて言えば、面前確認手続が代理人でも認められている現状を踏まえると、発起人本人の設立意思を本当に確認できているのか疑わしく、そういった実態のないところにそれを再現しようとするのはおかしいと思う。形式的に確認すること自体には反対しないが、その確認は実効性がないものと認識しており、そこにもものすごく大きなハードルを設けること自体にあまり意味がないと思う。
- 理論的、法的に言えば、実質的設立意思がない場合にはそもそも設立行為が有効にならないのではないかと考える。伝統的、歴史的に考えると、発起人間の合意によって定款が作られて、ある種の契約的に会社ができたとある背景がある。そうすると、形式的に要件を満たしているだけではダメで、会社を作る意図がある人たちがいて、それが対外的には定款というある種の契約という形で表現されて、それが有効な行為につながっているということになる。そうすると、会社を設立するという正に実質的な意思が必要であるし、それは定款の中身に結実していくので、定款に基づいて会社を設立するという意思が発起人になれば、意思と表示の不一致が生じてしまう。その不一致にはやはり問題があると思うので、少なくとも定款に基づいて会社を設立する意思は発起人に必要だと思う。ただ、それを超えた「警告機能」は、ある種の背景的な事情、動機の問題なので、理屈からするとそこまで含める必要はないと思う。
- 電子定款を作成する際の電子署名は、モデル定款を作成するシステム等を利用する場合は、適法な内容を表現しているであろう定款に電子署名を付すという形で発起人の意思を込めて提出していることになるので、その電子署名自体が実質的設立意思を表示していることになると思う。設立前の手続で不正な設立の全てを際限なくコストをかけて止めるのか、それとも設立後に

フォローする仕組みでバランスを取るのか、という考え方も必要だと思う。設立前の手続に際限なくコストをかければ不正を防ぐ精度は上がると思うが、ほとんどの人が善良な起業家であることに対して、そのコストをかけることが本当に正当化されるのか、結局起業家に大きな負担を残すのであれば、議論の出発点と違ってしまっている。公証人が今の実務で果たしている不正抑止機能を全面的に否定するわけではないが、例えば組織犯罪やマネーロンダリングといったものは、金融機関において銀行口座開設の場面でも審査されているように、水際作戦だけで全てのリスクをコントロールしようというのは議論として良くないと思う。結局、会社ができた後に不正なトランザクションが生まれるので、設立後も含めたトータルでの不正の抑止を考えていくということが、一番実効的な手法であり、社会的にコストが適切に分配されている状態だと思う。

- 実質的設立意思の確認が非常に大きな役割を担っているという話は、実務上、問題がない事案では面前確認手続が形式的な確認だけで終わっていることと比較すると少し違和感がある。実質的設立意思の確認とは定款に従って法人格を作り出す意思を確認することであり、定款を提出させてその内容を理解していることを確認できればそれで良いという議論もあったと思う。不正・違法な起業、なりすましの排除までを面前確認手続の効果として求めるのは行き過ぎた解釈ではないかと思う。デジタル化を進めるに当たって、手続のフローの中で取得したデータを活用してなりすましを防止するといった、デジタル技術ならではの対策も採り得るので、そちらを重点化していくことを考えるべきだと思う。
- 株式会社形態が起業家に好まれる理由は、株式会社の設立によって発起人に有限責任が付与されるからであると思う。そうであれば、発起人の有限責任を付与するプロセスにおける意思確認が、単に発起人自身が「設立したい」と言ったからそれで良い、という話にはならないと思う。他の会社形態に比べて非常に有利なスキームを設立する手続であることを考えると、実質的設立意思の確認は外すことはできないと考える。一方で、デジタル技術の活用によって、手続の迅速化や遠隔地の方の負担軽減は進めるべきであると思う。
- この検討会は、定款認証手続における起業家の負担軽減に向けてデジタル技術を用いて実装していくための検討を行う場であると理解しており、法務省の有識者検討会での結論を踏まえて、発起人の真意（実質的設立意思）の確認は必要であるという前提で議論を前に進めることが相当であると考えている。また、今回の議論においては、負担軽減策を講じることによってかえって不正な目的の会社の増大や株式会社に対する信頼の低下など国民に不利益が生じることにならないか、特にマネーロンダリングや消費者被害といったものが

防げるのかどうか、といった観点も必要であると考え。

(①発起人の真意(実質的設立意思)の確認が必要であり、その内容として少なくとも「定款に基づいてその会社を設立〔する〕意思があること」の確認が必要であること、②違法・不当な目的による会社設立の抑止機能を面前確認手続において果たすことの必要性・正当性は、デジタル技術を用いた手続の効率化によってどこまで起業家の負担を軽減できるのかという点と合わせて検討する必要があることについては、委員の間にコンセンサスがあることが確認された。)

(③「デジタル技術を用いた発起人の真意(実質的設立意思)の確認の在り方」)

- 実質的設立意思の確認の在り方を検討する際には、確認されるべき実質的設立意思の内容を具体化することが必要だと考える。ここでの検討の観点は、現在の公証人による面前確認手続自体をどのように代替するかということではなく、実質的設立意思の内実である違法・不当な目的、詐欺を行う目的での会社設立やペーパーカンパニーの設立の防止のために、公証人による面前確認手続がどのように有効に機能しているか、その機能をデジタル技術の活用によってより効率的・効果的に行うことができるかということであるべきだと思う。デジタル技術の活用としては、例えば、発起人が電子署名を付して提出した申請書類をシステム上で公証人が関与することなく審査し、違法・不当な目的での会社設立であるリスクが通常よりも高い種類の申請をスクリーニングして、それに該当するもののみを公証人による面前確認手続に回すといった方法(A案とB案の中間的な方法)が考えられる。書類のみの審査でも使える基準としては、発起人が同時又は短期間に複数の会社の設立に関与している場合、本店所在地に既に別の法人が登記されている場合といったものが考えられるが、他にも、公証事務で要注意類型と考えられているものがあれば教えていただきたい。なお、このようなアプローチを採った場合、発起人の容貌や態度の観察から違法・不当な目的での会社設立であるリスクの高さを判断することはできなくなるが、そのような事案がどの程度あるのか、そもそも短時間の面前確認手続で全てを見抜けるわけではないとすると、その点は割り切っても良いように思う。
- これまでは、全ての嘱託人が公証役場に来訪して確認する(ウェブ会議方式を含む。)という、ある意味で最もハードルの高い手続を採ってきた。デジタル技術を用いて利便性を高める場合には、これまでと100%同じ水準で違法な設立を見抜くことは難しいということを経験する必要がある。その上で、仮に違法な設立を見抜くことができなかった場合に生ずるリスクの大小によって、ここはオンライン化する、ここは対面を残すなどといった形で、

利便性とリスクとを天秤にかけて、リスクが小さいものについては利便性を高めるといった観点も考えられると思う。

- モデル定款を作成するシステム等を利用した場合には、定款の記載事項のうち、違法の可能性が残るのは商号・事業目的のみであり、それ以外の事項は基本的にテンプレートどおりに定款が作られることになる。そうであれば、その部分を確認することによってそれ以外の部分は違法性がないということになるので、設立意思の確認については、起業家の負担が最も軽いA案を採用し、チェックボックスにチェックを入れて、マイナンバーカードをかざせば手続ができるということでも十分だと思う。それ以上の効果がそもそも求められているのか、求められているとしてもあまり効果がないのではないかと思う。
- 定款の事業目的等の記載が適法・適正であるかという表面的なことよりも、面前確認手続という双方向のやり取りの中で、相手方の受け答えがおかしい場合に質問を重ねていくというのが実務の実態であり、実質的設立意思を確認するためには双方向性の確保が大事であることから、双方向性が全く確保されていないA案は採り得ず、少なくともB案を採る必要があると考える。
- 面前確認手続の相手方として代理人が来た場合には、発起人本人の設立意思を確認することはできないのではないか。実務上、面前確認手続に代理利用が認められている中で、今回の検討によってそれ以上のことを求めるのは（起業家の負担軽減との関係で）逆効果になるのではないか。
- 面前確認手続の代理人はほとんどが司法書士や行政書士といった専門資格者である。専門資格者と公証人とのやり取り、情報交換の中で不正な起業を見つけることもあるし、面前確認手続においても、専門資格者はあらかじめ発起人本人から十分に事情を聞いて、それを把握した上で代理しているので、公証人からの質問に対して具体的に説明をしている。一方で、極まれに、全く事情を知らない代理人が来ることもあるので、そういう部分は代理利用を制限していかなければいけないと思う。
- 公証人の面前確認手続では違法・不当な目的による会社設立を阻止できていない例も多くある。本当に悪意をもってすり抜けようとする優秀な人であればすり抜けられる手続になっており、この手続によって設立が阻止されるようなレベルの人であれば、そもそも会社が設立されてしまった場合でも被害はあまりないのではないか。違法・不当な目的による会社設立を抑止する方法として、面前確認手続は実効性がないのではないかと思う。
- 実質的設立意思は、定款を使って会社を設立しようとする意思であり、それが確認できるのであれば、簡易な方法でも良いと思う。ペーパーカンパニーを設立する、犯罪目的で会社を設立するというのは「動機の問題」であり、それ自体は理論的には実質的設立意思の問題ではないので、それを確認すること

は必然ではないと思う。会社を設立する目的まで確認することは、政策判断としてそれをするという事はあり得るが、むしろそういう意思是会社を設立した後に明らかになるので、そこで抑える方法を考えた方が良いでしょう。確かに、それによって消費者被害が発生するなど別の問題はありますが、A案くらいでも良いでしょう。

- B案は従来の面前確認手続よりも時間がかかってしまうことが想定され、一気通貫で迅速にオンライン手続を完了させるという目的に反していると思うが、C案はあり得る方法だと思う。一方で、C案が民間のオンライン試験サービスを利用しなければならないことを考えると、商業登記まで一気通貫で進めたいというユーザーがいる場合には、システムの中で手続が完結する方法も用意しておく必要があると思う。そういう意味で、「A案+α」のような、手続の中で取得したデータを活用する方法が考えられ、それこそがデジタル技術を活用するメリットだと思う。例えば、全国の公証役場で囑託された定款認証をデータベース化して、同一人物が1か月の間に何件も囑託をしているなどといった不正な目的による会社設立が疑われるケースであるかを確認するなど、取得したデータをフルに活用して、どのように不正な目的による会社設立を防止できるかを追求していく方向性はあり得ると思う。また、発起人に対する質問も、場当たりのにするのではなくて、こういう兆候がある場合にはこういう質問をするといったこともできると思うので、できる限り多くのデータに当てることで不正な兆候を検知して、少しでも怪しいものは公証役場に行ってもらふことにしつつも、問題がない場合はスムーズに審査を通していくことが必要だと思う。
- A案であれば、サービスを作ることをイメージしたときにしっくりくるし、発起人が戸惑わないようなサービス設計ができると思う。一方で、動画提供という方法は、動画を偽造する精度が上がっている中で、証拠力が下がっている動画をあえて入れて、手続の利便性を損なう意味はないと思っている。B案、C案に関しては、都度質問を考えながらやり取りをしていくことは非常にリードタイムがかかることを考えると、それならば面談をした方が早いという印象を与えてしまうことは避けられないと思う。また、リアルタイムでやり取りをしている場合は、質問の趣旨を聞き直したり、反応を見ながら補足したりできるのでやり取りが成り立つ一方で、その都度作成された文言での質問の場合は、その時々質問の趣旨を問うたりすることができないので、正確に答えるのが難しいと思う。少なくとも、都度質問を生成するというやり方をサービスとして成り立たせることは厳しいと思う。
- B案、C案は、起業家の負担軽減という目的にそぐわないと思う。他方で、A案に関しては、チェックボックスをチェックするだけの手続であれば意味

がないと思う。実質的設立意思は確認すべきだと思うが、A案を採るぐらいであればもはや不要で、公証人側で何らかの怪しさの徴表があれば呼び出せるといった権限を持たせた上で、基本的には確認不要というルールにすれば良いと思う。その観点からは、面前確認手続自体は残しつつ、ファストトラックを選択した場合には原則面前確認手続なしで認証できるようにして、ファストトラックの場合はその中でランダムチェックをして、例えば事業目的が非常に多いなどといった怪しい徴表を検知した場合には公証人の面前に呼び出すということにしてはどうか。ランダムチェックベースで確認して、怪しいと思ったときに呼べるようにした方が、手続の迅速性と、人の目による審査の確保を両立させた形で不正を防げると思う。同一人物が短期間に何件も会社設立していれば弾けるのではないかという話があったが、例えば「出し子」みたいな形で何人も違う発起人が出てきた場合には突破されてしまうので、心理的なプレッシャーをかけるという意味での「公証人に呼ばれることがある」という状態を作ることで、A案のチェックボックスは要らないのではないかと考えている。

- 株式会社の設立が発起人に有限責任を付与するという効果の大きな手続であることを考えたときに、あまりに簡略な手続にしてしまうというのはいかかなものか。第三者の目を全く通らずに登記申請まで進むことを制度上の原則とすることには反対である。一方で、9割以上が善良な起業家であるという前提の中で、その善良な起業家の利便性を損なっているという意味では、原則面前確認手続とするのではなく、これまでの実績を類型化して、デジタル技術を活用した上で、善良な起業家についてはなるべくストレスなく通すこととし、その一方で怪しさを検知した場合には対面による手続に回ることも制度上残しておくことで、違法・不正な目的による会社設立を防ぐことができると思う。発起人にとっても、社会にとっても、利益になるような形にするのが良いと思う。A案について、このままでは賛成できないが、更なる追加次第である程度有効性のある形になり得ると思う。一方で、動画を提供する方法はむしろコストアップであるし、フェイク動画が精巧になっていることも考えると、採るべき方法ではないと思う。リアルタイム性を担保するC案もあり得るが、技術的にもう少し検討する余地はあると思う。
- この検討会は、会社設立手続のファストトラックを作ることを目的としているので、その趣旨に照らして、より起業家の負担を軽減できる手続をどのように作っていくのかにフォーカスした方が良いのではないか。スコープを狭めることによってファストトラックに乗ることができるとなれば、その方が大多数の利益になると思う。
- ユーザー目線からすると負担の軽いA案が一番良い案だと思う一方で、定

款に従って適法に事業を行う意思の確認が必要か否かによって、A案を選べるか選べないかが決まってくることになると思う。B案はやや中途半端な案だと思われ、意外と申請者にとって手間がかかる手続のように思えること、フェイク動画の問題が生じやすいこと、シナリオを組んで不正に会話を作ったデータを送ってしまえば犯罪者グループは容易に突破できてしまうことを考えると、B案は採りづらいと考える。また、審査をする側の目線から見ても、B案ではインタラクティブな会話にならず、突っ込んだ質問が生み出せないということを考えると、この方法では従来の面前確認手続で得ていた情報を得ることが難しいと思う。C案に関しては、定款に従って適法に事業を行う意思の確認をしっかりとやりたいという場合にはこの方法になると思う。ただ、発起人に答えさせたものをAIで判定させるということはある程度可能な一方で、AIのみで判定して人の目を介さずにスルーしてしまうようなレベルは難しく、公証人が判定するに当たって補助的なツールとして利用するところまでが今のデジタル技術のレベルだと思う。よって、C案では、判定処理までをデジタルでやってしまうことは難しいが、その場合でも、公証人と時間を合わせて対面での面談をアレンジしなくて済むという意味で、起業家の負担軽減にはなると思う。

- B案かC案のいずれかが適当であると考えているが、ユーザーの利便性を考えるとC案が良いと思う。実質的設立意思の確認については定款に従って適法に事業を行う意思までの確認が必要だと考えており、定型的なチェックボックスのみのA案ではそれが確認できないので、双方向性が担保されているC案が良いと考えている。なお、定款に従って適法に事業を行う意思の確認を求めたとしても、全ての詐欺的な会社設立を完全に防げるわけではないということは理解しているが、そうだからと言ってこの確認の仕組み自体をなくして良いのかと考えたときに、少なくともプロ的な犯罪者ではない人たちにとってはここが一つの抑止力になって、未然に違法・不当な会社設立を防いでいるところがあると思う。この抑止力の部分は数字では表せないところだが、この部分は、社会に与える便益とスタートアップの方々の利便性のバランスの中では考慮すべきところだと思う。その上で、C案になったとしても、善良で問題のない起業家であれば、定款認証手続の中でウェブ面接を受けて問題がなければそのまま進んでいくという意味では、現在に比べては随分と手続が早くなるのではないかなと思う。
- 善良な起業家全員に同様にコストを増やしてしまうような方法は避けるべきである。実際に組織的に犯罪を行う人は、出し子や闇バイトを使って複数人で同じようなことをして、その結果どこかで確率的に突破されてしまうといった構造があるので、問題は、その一つ一つを一発必中で見抜くということよ

りも、トータルで犯罪者にとってのコストをどれくらい上げられるか、ということだと思う。それは、水際作戦だけではなく、法人格を使って組織犯罪をするということの全般のコストを上げていくことで対応すべきだと思う。例えば、簡単に調達できてスキルも高くない闇バイトに対して細かなマニュアルを用意するコストをかけることはできないと思うので、犯罪者に対してそうしたコストを上げるにはどうしたらいいかということを考える方が生産的な議論だと思うし、それを定款認証という水際の部分で担保するというよりも、犯罪者が犯罪を行うライフサイクル全体でコストを上げていく、捕捉していくことを考えるべきだと思う。

- 公証人による面前確認手続に関する利用者のアンケート結果を見ると、有益だったと答える人と、そうではなかったと答える人の両極端な意見があり、その原因は、各公証人の質問の仕方、質に差があるからだと思う。そういう意味では、システム化したときの利点として、どういう質問がされてそれに対してどういう回答があったか、というのはシステムでデータが取れるので、その質問にどういった効果があるのかを測ることが可能になり、それによって質問もより実効性のある形に変えていくことができるのではないかと考える。また、真意の確認の目的が、違法・不当な目的による会社設立の抑止だとするのであれば、C案がシステム的には実効性が高いと思うが、コストや利用者の負担を考えると、例えば公証人が普段質問している内容をチェックボックス形式に落とし込めるようなものにするとか、その方法である程度の効果が見込めるということであれば、チェックボックスのような形で質問をしていく方向で、その質問の仕方は工夫するといったことも可能性としてあるのではないか。
- 実質的設立意思の確認は必要だということを前提に、それをどのようなかたちで負担軽減できるのかを考えたときには、予約時間等の拘束を受けることがなくオンラインで実施可能となることは、今よりも起業家の負担の大きな軽減になるため、C案が最も有用だと思われる。一方で、早期に実装することを考えると、C案が果たして実現可能なのかという若干の疑義はあるところではある。ただし、A案については、これであつたら最早やる意味がなくやらなくてもよいようにも思われることから、C案を基軸にしながら、一定の抑止力を持つ方法を考えるべきであると思われる。なお、B案は、負担軽減という観点で時間がかかりすぎるように思われる。また、原則は公証人との面談があつて、その特則として負担軽減策があるという位置付けであれば、モデル定款を利用した場合に限って負担軽減策を選択できることとすれば、モデル定款の法的な位置付けにもつながるものと考えられる。
- 仮にC案をやるとした場合は、アンケートフォームのようなものでも良い

と思う。質問をその都度作成するのは、公証人にとってもコストがかかるし、一個一個答えやすい質問を作るのは簡単なことではないので、それを処理時間に追われる中で作るのは良くないと思う。一方で、違法・不当な目的による会社設立を見抜くための定型的な良い質問が一定程度あると思うので、それをある程度リストアップして、何十問の質問の中から数問をランダムに出すという方法であれば、アンケートフォームにランダムイズに入れるだけなので、オンライン申請の際に、最後にアンケートフォームが出てきてそれに答えるぐらいであれば、実装はそれほど大変ではないと思う。質問にランダム性があることで、マニュアルの作成が困難になるので、犯罪者のコストも一気に上げられると思う。

- 同一人物が短期間に何度も設立しているかどうかのチェックは、民間サービスを利用して会社設立手続をしようとする場合には、データベースの中で検索してその結果を返してもらう必要があるので、そのためのシステム実装がサービス提供側に必要になり、一定のコストがかかることになる。①定款作成や登記申請の手続の中で自然と取得できる情報をブラックリストと突合して判定するのか、②データベースの中で検索して判定した結果を返すことにするのか、③個別のアンケートで新たに情報を取得してそれを基に公証人が判断するのか、又は④チェックボックス形式で機械的に判定するのか。サービスを設計しようとした時には、これくらいの選択肢があると思うので、その利便性と効果、加えて、法人設立ワンストップサービスで実装することは必須条件だと思っているので、その実装が現実的にできるのかという実装コストの話なども課題になると思う。
- 原則としては従来の面前確認手続を実施するとした上で、例えばモデル定款を利用した場合といったように、早期に会社を設立したいというニーズがあるときには特則が選べるという位置付けにすることが相当であると認識している。その上で、特則を選んだ場合であっても、不正が疑われるなど何か問題があれば原則の審査（面前確認手続）に戻るというかたちを用意することも必要になると思われる。
- 不正な起業を防ぐ、起業意思を確認するという観点からすると、発起人を複数人用意するためにアルバイトを募集するというようなケースでは、同一人物がたくさん会社を設立していることを検知するデータベースを作っても防ぐことはできない。不正な起業を見抜く際には、個別具体的な問いかけに対して回答が曖昧で、普通なら答えられるはずの事項を答えられていないといったことが大きな手がかりになる。したがって、双方向性のやり取りを確保するということは、実質的設立意思を確認するためには必須のものだと考えている。また、定款認証が不要な合同会社の制度もある中で起業家があえて株式会

社を選ぶのは、株式会社の方が信用度が高いからだという話を聞く。そのような株式会社の信用度は厳格な設立手続によって築かれているものであるから、その維持は図っていく必要があり、手続を簡便にして負担を軽くすれば株式会社を用いたい起業家のニーズに応えられるわけではないということは認識しておく必要があると考える。

(④「面前確認手続における代理利用の在り方及びモデル定款を作成するシステム等の位置付け」)

- 実質的設立意思をより適切に確認するためには、面前確認手続における代理利用に一定の制限を課す必要があると考える。ただし、専門資格者が代理人の場合はもちろん、例えば、発起人が複数人いてそのうちの一人が他の発起人を代理する場合や、発起人が法人の場合は代理でも構わないと思う。また、発起人が未成年で代表取締役が親権者というケースの会社も一定数あり、その場合に法定代理人である親権者が代理人となる。可能な限り発起人本人から意思を聞くのが望ましいが、代理利用はなお必要な場合があるという前提で、制限する範囲や要件を考えるのが良いと考える。
- 発起人本人に質問をしてその様子や回答ぶりを確認することが重要だという話と、面前確認手続で代理を広く許容しているという実務は矛盾していると思う。一方で、今回のスタートアップの法人設立を迅速化するという検討の中で、代理利用の制限によって規制が強化されるのは本末転倒だと思うので、具体的に悪用事例が代理の場合に多いということでない限りは、代理利用の制限をする必要性はないと思う。なお、並行して検討している面前確認手続の見直しの内容によっては、代理利用がほとんどなくなって、発起人本人が手続をすることが基本的な利用形態になる可能性もあり、そうであるならば、代理利用を制限しても問題がないと思う。従来の面前確認手続が対面での手続になっているがためにやむを得ず代理利用する、ということから出てきている問題であれば、そこはオンラインで一気通貫に手続が完了するようになれば、代理というものを極力認めないということが最終的な出口としてあっても良いと思う。
- 代理利用の制限については、面前確認手続の運用をどうするかということという別論点の議論とセットで決まってくることだと思う。
- 実質的設立意思の確認は基本的に発起人本人に対して行うものであり、代理にはなじまないという整理に合理性があると考えるところであり、代理についての実務への影響も踏まえた上で、ある程度の制約を設けることとするのがよいように思われる。
- 今回の検討を踏まえた手続の自動化や迅速化によって利便性が向上した場

合には、結果として代理人という制度がそもそも必要なくなるのではないかと考えている。手続のオンライン化が進むことで、最終的な帰着点として本人が全ての手続を行うことになって十分な利便性の高いサービスを提供できるのではないかと思う。

- 代理は飽くまでその本人の利便性を高めるためのツールの一つとして利用するものであって、本人を補完するものではあっても、本人がやりたいことを制限したり、狭めたりするものではないと思う。
- モデル定款を作成するシステム等の位置付けに関する整理については、競争領域、協調領域の区分けからしても、検討会資料に記載されている提案に賛成する。
- 検討会資料に記載されているとおりにシステム等を作り、既存システムをなるべく有効活用した上で、新しい別のものを作るのではなくて、今のものをアップデートするということで良いと思う。APIを提供して民間事業者が広く活用できる方法で検討するという方向性に賛成する。
- モデル定款を作成するシステム等の位置付けについては、検討会資料に記載されているとおりで良いと思う。この点は、面前確認手続の見直し策をどのように実装するのかということと、実際にどのようなAPIが必要になってくるのかということとも関係してくると思う。
- モデル定款を作成するシステム等の位置付けについては、検討会資料に記載されているとおりとすることが、この検討会の目的である早期に実装するという意味においても妥当であり相当であると考える。
- モデル定款を作成するシステム等については、検討会資料に記載の方針の下で、できるだけ民間事業者に参加してもらうことによって、利便性、UXが最適化されることを望んでいる。
- モデル定款を作成する上でのAPIを公開することで、民間事業者のUI・UXを使った利便性の向上が十分期待できると思う。なお、APIと合わせて、定款のデータ仕様自体も公開することになると、民間事業者のUI・UXを利用した定款作成自体の効率化が図れると思う。
- モデル定款を作成するシステム等については、今あるリソースを使って効率的に開発を進めるという方向性で異存ない。

(「面前確認手続における代理利用の在り方」については、デジタル技術の活用により面前確認手続の利便性が向上する前提で、検討会資料に記載された方向性に沿って代理利用を制限すること、「モデル定款を作成するシステム等の位置付け」については、検討会資料に記載された方向性に沿ってモデル定款を作成するシステム等を位置付けることで委員の間にコンセンサスがあることが確認された。)

以上